

感染防止対策の実施要領

(岐阜市スポーツ少年団の活動再開方針の詳細事項)

(1) 実施体制

ア 対策責任者

- ・統括責任者＝団長
各団の感染防止対策を統括し、実施責任者を指導、監督する
- ・実施責任者＝代表指導者
各団の感染防止対策を実行管理し、指導者や団員及び保護者を指導、監督する

イ 利用前後チェックカード（個人カード方式）

- 別紙** スポーツ少年団活動健康チェックカード（団員用、指導者・保護者用）
- ・各団の登録数に応じて配布（市民スポーツ課 HP からダウンロード可）
 - ・指導者や団員及び保護者は当日のチェックカードを作成し、活動前に代表指導者に提出すること
 - ・チェックカードを提出しない者や記載事項に不備があるもの（記入漏れ、保護者の確認印（サイン）がない等）は参加を認めない
 - ・利用の流れは、「**別紙** 健康チェックカード運用フロー」を参照

ウ 健康チェック

- ・指導者や団員及び保護者はあらかじめ健康チェックをし、以下の項目について個人カードに記入しておくこと
 - ① 検温 ② 咳の有無 ③ 風邪の症状の有無
- ・無理をすることは自分にとっても周りにとっても不利益になることを団全体で共通認識し、体調不良等の申し出をしやすい雰囲気をつくること
- ・健康チェックの3項目のいずれかに当てはまる者、チェックカードの提出がない場合は参加を認めない
 - ① 検温（37.0℃以上） ② 咳の有無（頻繁な咳） ③ 風邪の症状（有無）
- ・健康チェックの項目に該当し、活動を取りやめる際にも、必ずチェックカードに記載をすること

(2) 密集・密閉・密接対策（3密回避）

エ 活動時間の厳守

- ・「岐阜市スポーツ少年団の活動再開方針」に示す1日の最長活動時間を厳守し、活動時間の最後の30分を清掃、消毒の念入りな実施（衛生対策）に充てること
- ・活動終了後は、速やかに帰宅すること